

宮崎県有主要体育施設整備に係る基本構想調査業務委託公募型プロポーザル審査要領

平成28年4月13日

宮崎県教育庁スポーツ振興課

1 目的

この要領は、宮崎県有主要体育施設整備に係る基本構想調査業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく契約締結候補者（以下「候補者」という。）の選定に当たり、審査に必要な手続について定める。

2 審査委員会

委員長	片寄 元道	（教育庁教育次長（総括））
委員	古木 克浩	（スポーツ振興課長）
	松浦 直康	（総合政策課長）
	福嶋 清美	（観光推進課長）
	巢山 藤明	（都市計画課長）
	山下 幸秀	（営繕課長）
事務局	海野 由憲	（スポーツ振興課 課長補佐（総括））
	岩本 真	（スポーツ振興課 国体準備担当 主幹）

3 審査方法

- (1) 企画提案書、見積書等の書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施する。
 - ① 審査基準は、別表1「審査基準表」のとおりとする。
 - ② 審査の得点が最も高い提案を選定する。ただし、同点若しくは得点差が僅差の場合は審査委員会で協議を行い、審査委員長が最も優れた提案者を決定する。
- (2) 提案者が1者の場合
書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、審査委員会において業務の円滑な遂行が可能であると判断した場合には、本委託業務の契約手続きを行うものとする。

4 事前審査

- (1) 参加申込みが多数の場合は、委員長及び委員（スポーツ振興課長）による事前審査を行い、企画提案審査を受ける者を5社程度に絞り込む。
- (2) 審査基準は、別表1「審査基準表」の「2 業務実績」及び「3 業務実施体制」の審査項目により審査する。